

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2021年（令和3年）

August 8月号

令和3年度鹿児島労働安全衛生大会が開催されました



伊作太鼓踊り（日置市吹上町）

【写真提供者：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま.....	1
令和3年度	
鹿児島労働安全衛生大会が開催されました.....	2～3
令和3年度（公社）鹿児島県労働基準協会	
定時社員総会を開催しました.....	4
令和2年立入調査の実施結果について.....	5～6
令和2年度個別労働紛争解決制度の施行状況.....	7
令和3年6月末（速報）業種別死傷災害発生状況.....	8
令和3年 死亡災害事例（令和3年6月末現在）.....	9
災害に学ぶ ～転倒災害について～.....	10

高校生の応募前職場見学と	
公正な採用活動について（お願い）.....	11
無期転換ルールの継続雇用の高齢者に関する	
特例について.....	12
令和3年度「業務改善助成金」のご案内.....	13
令和3年度版 両立支援等助成金のご案内.....	14
テレワーク・デイズ2021登録のご案内.....	15
保健師からお届け クローバーたより	
～発酵食品は良かど！～酢の話～.....	16
さんぽセンターからのご案内.....	17
令和3年9月の講習開催のご案内.....	18

さくらじま

週末は、もっぱら散歩です。4月に鹿児島の地に着任して参りまして、初めての鹿児島、せっくだから街を歩いてみよう（車も自転車も持っていないので、歩くしかないのですが。。）。ゆっくり歩くと普段見えないものが、なんてよく聞きますが、私の散歩でもいろいろなものが見えております。「あの会社はここにあったんだ。」「あの芸人さん、焼酎の看板に出てるな。次はこの銘柄を飲んでみようかな。」「あのアングル、城山の展望

台から撮ったものだったんだ。」などなど。地元が鹿児島の皆様には何でもないことかもしれませんが、自分にとっては新鮮です。

このコロナ禍、不要不急の外出を控えるよう呼びかけられている一方で、人混みを避けての散歩については「問題はない」とされております。ステイホームのストレス発散の意味で、皆さんも散歩に出てみませんか。この「さくらじま」コラムが出る頃、季節は真夏でしょうか。感染対策に加え、熱中症対策も万全で行きましょう。

令和3年度 鹿児島労働安全衛生大会が開催されました

（公社）鹿児島県労働基準協会

本年度の鹿児島労働安全衛生大会は、7月1日（木）、鹿児島市民文化ホールにおいて鹿児島労働局主唱のもと、県内の各労働災害防止団体等が主催し、鹿児島県、鹿児島市、南日本新聞社の後援を頂き開催しました。



三輪宗文鹿児島労働局長挨拶

今年は、コロナ禍の大会でありましたが、感染症防止対策を万全に行い県内事業場の事業者、労務・安全衛生担当者、行政機関等から約420人の参加がありました。

開会に先立ち、労働災害により尊い命を亡くされた方々への黙とうを行い、開会后、地域の中で安全衛生に関する水準が特に良好で、他の模範であると認められる事業場に鹿児島労働局長より表彰状の授与が行われました。



講演中の垣花泰之先生

この後、諏訪健策大会会長が、主催者を代表して働く人々の安全と健康の確保は最優先課題であり経営トップの強い意識が重要です。労働災害防止や健康確保に向けてなお一層の努力をして参りたいと挨拶をしました。

続いて、三輪宗文労働局長から労働災害の防止を願う挨拶があり、また、来賓としてお越し頂いた鹿児島県知事、鹿児島市長、県経営者協会会長、日本労働組合総連合会鹿児島県連合会長より、本大会に寄せてご祝辞を頂きました。



諏訪健策大会会長挨拶



講演中の井村隆介先生

休憩の後、アーバンウェルネスクラブエルグの指導員によるストレッチ体操を全員参加で行いました。

第2部では、鹿児島大学共通教育センター准教授の井村隆介先生による「鹿児島の防災を考える」、鹿児島大学大学院医歯学総合研究科教授兼鹿児島大学病院救命救急センター長の垣花泰之先生による「コロナウイルス感染症に関して」と題し、特別講演が行われました。

2つの講演は、今、正に求められている貴重な講話で参加者は最後まで熱心に傾聴されていました。特にコロナウイルス感染症に関して、①感染源を取り除く、②感染経路への対策、③宿主の抵抗力の向上の3つの対策の重要性を説明されました。

最後に、本日の大会を契機に、家庭や地域社会において重要な役割を担っている鹿児島県で働く全ての人々の安全と健康を守り、より良い快適な職場環境を築くため、労使協力して全力を尽くすことを誓い、大会宣言が力強く読み上げられました。

大会宣言は、満場一致で採択され、無事大会を終了することができました。



大会風景



全員参加のもとエルグ指導員によるストレッチ体操

– 3 –

令和3年度定時社員総会開催される

（公社）鹿児島県労働基準協会

6月22日、鹿児島市内のホテルにおいて、令和3年度定時社員総会を開催し、令和2年度事業報告及び収支決算、監査報告の議案が上程され、原案どおり承認されました。

今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模を縮小しての開催となりましたが、役員、代議員の出席のもと、ご来賓として鹿児島労働局より、三輪宗文局長様、榎園和彦労働基準部長様をお迎えし、ご祝辞を頂くなどして無事終了することができました。

諏訪健作会長は、感染拡大が続く新型コロナウイルスの一刻も早い終息と景気回復を願うとともに行政・関係機関との連携を密にし、働き方改革等法改正に対応した事業の取組と本会の事業計画を確実に推進し、一層の公益事業を進めていきたいとあいさつをしました。

総会后、職員永年勤続表彰が行われ会長より表彰状が授与されました。

表彰された方は、次のとおりです。

【役員表彰】

池田 純一（本会理事）

【職員表彰】

【勤続30年】

右田 由紀子（ヘルスサポートセンター鹿児島）

【勤続20年】

米倉 英治（ヘルスサポートセンター鹿児島）

吉満 弥生（同上）

寶田 博和（同上）

令和3年度（公社）鹿児島県労働基準協会 役員名簿

（令和3年6月22日現在）

役 職	氏 名	所属事業場名	役 職
会 長	諏訪 健作	(株)トヨタレンタリース鹿児島	代表取締役会長
副会長 鹿児島支部長	下堂 蘭 豊	(株)下堂園	代表取締役社長
副会長 川内支部長	桑原 宏志	(株)植村組	代表取締役会長
副会長 鹿屋支部長	下小野田 隆	国基建設(株)	代表取締役社長
理 事 加治木支部長	塚田 洋一	(株)川原建設	代表取締役
理 事 加世田支部長	西 浩二	(株)加世田自動車学校	代表取締役社長
理 事 志布志支部長	松清 幸男	松清産業(株)	代表取締役会長
理 事 大島支部長	吉田 邦男	吉田商事(株)	代表取締役社長
理 事 種子島支部長	小山 重和	種子屋久農業協同組合	常務理事
理 事 本部（専務理事）	吉本 耕作	(公社)鹿児島県労働基準協会	専務理事
理 事 本部	本坊 修	本坊酒造(株)	取締役会長
理 事 鹿児島	末吉 晴海	末吉建設(株)	代表取締役社長
理 事 鹿児島	大津 学	(株)大津倉庫	代表取締役社長
理 事 鹿児島	濱上剛一郎	鹿児島県経営者協会	専務理事
理 事 鹿児島	福永 昭一	(株)福尚	代表取締役社長
理 事 川内	坂元 信介	九州電力(株)川内営業所	所長
理 事 鹿屋	森 潤一郎	成武建設(株)	代表取締役社長
理 事 加治木	山口 克典	ヤマグチ(株)	代表取締役
監 事	重久 善一	重久公認会計士事務所	所長
監 事	大脇 通孝	大脇総合法律事務所	所長



諏訪会長のあいさつ



三輪労働局長の祝辞



総 会 風 景



表彰受賞者

令和2年立入調査の実施結果について （約63%の事業場に法違反）

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局は、令和2年中に管下5労働基準監督署において実施した立入調査^{*}の結果を取りまとめました。その概要は以下のとおりです。

○ 立入調査の実施件数及び違反率

- (1) 令和2年中に実施した立入調査事業場数は1,419件で、このうち897件（63.2%）で何らかの労働基準関係法令違反が認められました。（図1参照）
- (2) 違反率を業種別に見ると、保健衛生業75.8%、運輸交通業74.6%、商業66.5%、製造業58.6%、建設業57.3%の順となっています。

☆ この結果を受けまして、鹿児島労働局としましては違反率が高かった業種について重点的に立入調査を行っていくことはもちろんのこと、各条文の違反率を踏まえ、労働条件の改善のため、今後とも業種を問わず、積極的に立入調査を実施してまいります。

※「立入調査」とは

労働基準法などの法令遵守を目的として、労働基準監督官が事業場を訪問し、関係書類や機械・設備の調査を行うことです。立入調査の結果、問題が認められた場合には法違反を改善するよう是正を勧告することとなりますが、こうした行政指導によっても改善が図られない場合には司法処分などにより厳正に対処する場合があります。

☆ この立入調査のほか、鹿児島労働局では、「働き方改革」の推進のため、令和2年中に250の事業場に対して「労働時間相談・支援」を行いました。

図1. 立入調査事業場数及び違反状況

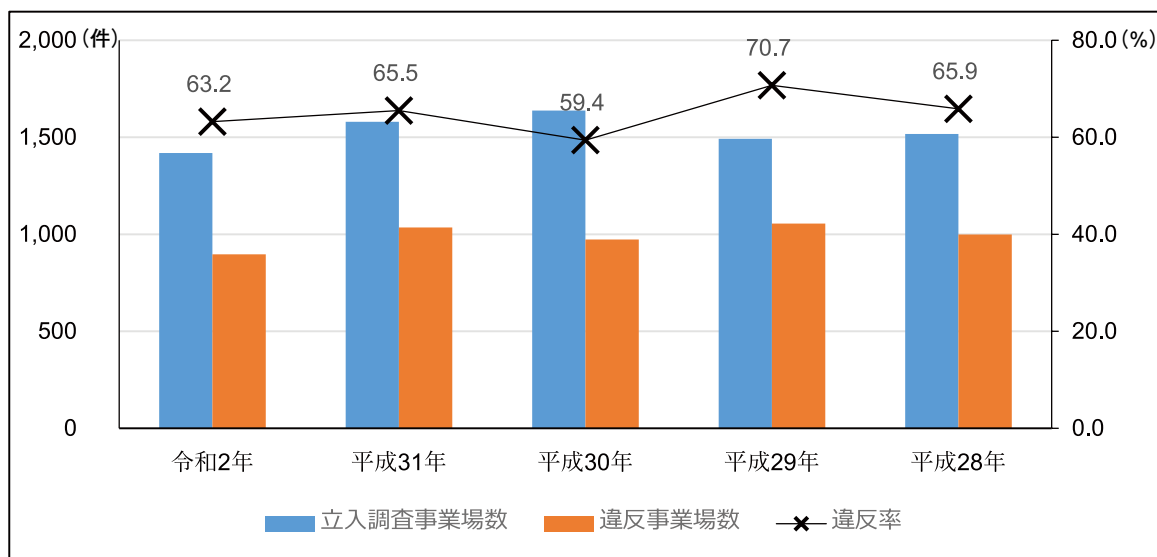


図2. 業種別の立入調査事業場数及び違反状況

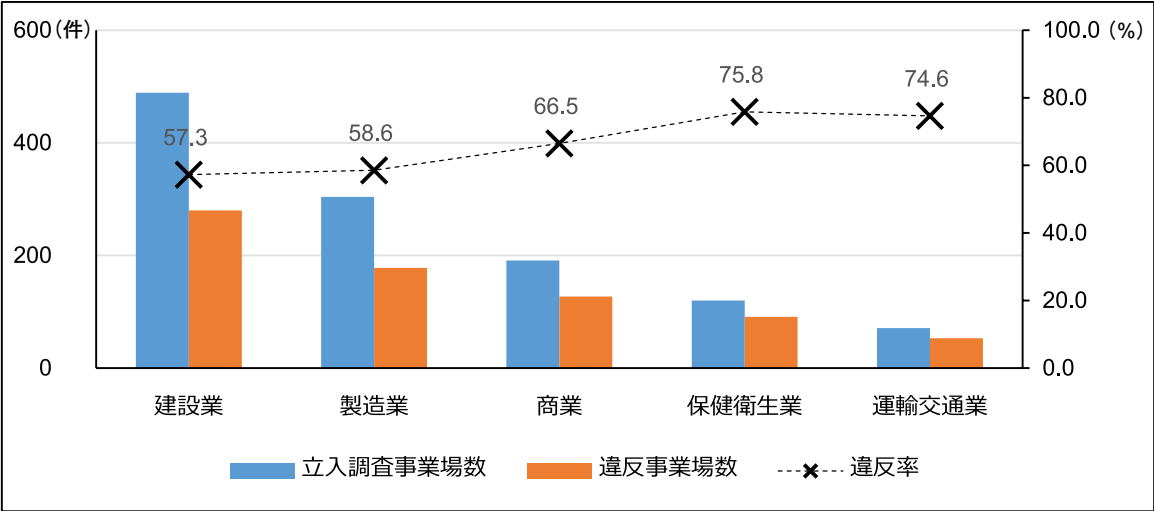


表1. 主な労働基準関係法令違反の状況

	主要違反事項	違反条文	違反件数	違反率 (%)
労働基準法関係	労働時間関係	第32・34・35・40条	240	26.8
	割増賃金	第37条	180	20.1
	労働条件の明示	第15条	119	13.3
	就業規則	第89条	72	8.0
	賃金台帳	第108条	135	15.1
労働安全衛生法関係	安全基準	第20～25条	255	28.4
	健康診断	第66条等	72	8.0
	安全衛生管理体制	第10～12・15・17～19条	72	8.0
	定期自主検査	第45条	59	6.5
	特定元方事業者等	第30・31条	45	5.0

※ 一の事業場において複数の法違反が認められる場合があるため、違反率の合計は100%とはならない。

表2. 主な法令違反の事例

【労働基準関係】		【安全衛生関係】	
労働時間・休日 〔労基法第32条・第35条・第40条〕	・ 時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ることなく、法定労働時間を超えて、又は法定休日に労働させている。 ・ 36協定の限度時間を超えて、時間外労働を行わせている。	安全基準 〔安衛法第20条～第25条〕	・ 機械の原動機や回転軸等の労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に覆いを設けていない。（使用停止等命令処分） ・ 高さが2メートル以上の高所で労働者に作業を行わせるにあたり、手すり等の墜落防止措置を講じていない（使用停止等命令処分）。
割増賃金 〔労基法第37条〕	・ 時間外労働・休日労働・深夜労働に対し、法定の割増賃金を支払っていない。 ・ 割増賃金の算定基礎に、資格手当や精皆勤手当を含めていない。	健康診断 〔安衛法第66条〕	・ 常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に健康診断を実施していない。 ・ 有機溶剤業務に従事する労働者に対し、有機溶剤に係る健康診断を実施していない。
労働条件の明示 〔労基法第15条〕	・ 労働契約を締結する際に、労働時間や賃金に関する事項を書面交付により明示していない。 ・ 有期労働契約を締結する際に、契約更新の基準（更新の有無等）を書面交付により明示していない。	安全衛生管理体制 〔安衛法第10条～第12条、第15条、第17条～第19条〕	・ 常時50人以上の労働者を使用しているのに、法定の管理者（安全管理者、衛生管理者等）を選任していない。 ・ 常時50人以上の労働者を使用しているため、衛生委員会を設けているが、委員の構成が法に適合していない。
就業規則 〔労基法第89条〕	・ 常時10人以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成又は変更した場合に労働基準監督署に届け出していない。	定期自主検査 〔安衛法第45条〕	・ フォークリフトや建設機械等の特定の機械について、1年以内ごとに1回、定期に自主検査を実施していない。
就業規則 〔労基法第89条〕	・ 賃金台帳に労働日数や時間外労働時間数を記入していない。 ・ 賃金台帳を3年間保存していない。	特定元方事業者等 〔安衛法第30条・第31条〕	・ 関係請負人（下請会社）の労働者に足場を使用させているのに、足場の基準に適合する措置を講じていない。 ・ 関係請負人（下請会社）の労働者に型枠支保工を使用させているのに、支柱の脚部の滑動防止措置を講じていない。

令和2年度 個別労働紛争解決制度の施行状況

～「いじめ・嫌がらせ」の相談が3年連続で1,000件超え～

鹿児島労働局(局長 三輪 宗文)では、このたび「令和2年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を取りまとめ公表しました。

施行状況の概要は次のポイントのとおりです。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間における労働関係のトラブルを未然に防止し、早期に解決を図るための制度で、「総合労働相談」、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の3つの方法があります。

【ポイント】

1 総合労働相談及び民事上の個別労働紛争に係る相談は前年度と比べて増加、紛争解決援助のための「助言・指導」は減少し、「あっせん」申請は増加

・総合労働相談件数	13,740件(前年度比	43.1% 増)
うち民事上の個別労働紛争相談件数(※)	4,683件(同	3.1% 増)
・助言・指導申出件数	77件(同	12.5% 減)
・あっせん申請受理件数	29件(同	3.6% 増)

2 民事上の個別労働紛争の相談において、「いじめ・嫌がらせ」の関する相談が3年連続で1,000件を超え、紛争解決援助のための「助言・指導」、「あっせん」においてもトップ

- ・ 民事上の個別労働紛争の相談の内訳は、「いじめ・嫌がらせ」が1,307件(前年度1,430件、8.6%減)と3年連続で1,000件を超え、次いで「自己都合退職」が663件(同906件、26.8%減)、「解雇」が546件(同499件、9.4%増)であった。
- ・ 「いじめ・嫌がらせ」に関する紛争解決援助のための助言・指導の申出件数は31件(前年度36件)、あっせん申請件数は11件(同8件)と、「いじめ・嫌がらせ」がトップであった。

※「民事上の個別労働紛争」:労働条件その他労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争(労働基準法等の違反に係るものを除く)

個別労働紛争解決制度についてご不明な点やご質問がございましたら、鹿児島労働局 雇用環境・均等室（099-23-8239）までお尋ねください。

令和3年6月末（速報） 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

	令和3年		令和2年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	863	11	806	8	57	3
1 製造業	159	0	146	1	13	-1
1 食料品製造業	88		85		3	
4 木材・木製品製造業	12		9		3	
9 窯業土石製品製造業	12		4		8	
11～12 金属製品製造業	5		7		-2	
13～15 機械機具製造業	15		17		-2	
上記以外の製造業	27		24	1	3	-1
2 鉱業	1	0	1	0	0	0
3 建設業	126	2	127	3	-1	-1
1 土木工事業	43	2	51	2	-8	
2 建築工事業	62		62	1	0	-1
3 その他の建設業	21		14		7	
4 運輸交通業	96	1	98	1	-2	0
1 鉄道・航空機業	4		2		2	
2 道路旅客運送業	4		7		-3	
3 道路貨物運送業	86	1	89	1	-3	
4 その他の運輸交通業	2		0		2	
5 貨物取扱業	8	0	5	0	3	0
1 陸上貨物取扱業	3		1		2	
2 港湾運送業	5		4		1	
6 農林業	46	3	39	2	7	1
1 農業	28	1	22		6	1
2 林業	18	2	17	2	1	
7 畜産・水産業	43	1	40	0	3	1
8 商業	108	2	104	1	4	1
1 卸売業	14	2	14		0	2
2 小売業	86		74	1	12	-1
3 理美容業	2		2		0	
4 その他の商業	6		14		-8	
9 金融・広告業	10	0	3	0	7	0
11 通信業	8	0	15	0	-7	0
12 教育・研究業	8	0	4	0	4	0
13 保健衛生業	144	0	126	0	18	0
1 医療保健業	56		46		10	
2 社会福祉施設	82		78		4	
3 その他の保健衛生業	6		2		4	
14 接客娯楽業	48	0	38	0	10	0
1 旅館業	7		7		0	
2 飲食店	25		14		11	
3 その他の接客娯楽業	16		17		-1	
上記以外の事業	58	2	60	0	-2	2
10 映画・演劇業	0		0		0	
15 清掃・と畜業	33	2	26		7	2
16 官公署	0		1		-1	
17 その他の事業	25		33		-8	
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	89	1	90	1	-1	0
第三次産業（8～17）	384	4	350	1	34	3

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3・5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。

令和3年4月20日～令和3年12月31日

チェスト！緊急ゼロ災運動
鹿児島労働局労働災害防止対策

～労使一体となって、労働災害のない安全・安心な職場の実現のための
 積極的な取組を一層推進しましょう！

令和3年 死亡災害事例（令和3年6月末現在）

鹿児島労働局

番号	発生日月	業 種	被災時の職種	性別	年齢	経験年数	事故の型	起因物	災害の概況（速報による）
1	令和3年 2月	林業	伐木作業者	男	63	36年	激突され	立木等	山林の伐木作業において立木（樹高約13メートル、胸高直径約27センチメートル）を伐倒するにあたり、伐倒方向を調整するため、解体用つかみ機のアタッチメントの側面部分を立木に当てて支えた状態で、被災者がチェーンソーで伐倒したところ、伐倒方向が変化し、当該伐倒木が被災者に激突したものの。
2	令和3年 2月	その他の建設業	作業者	男	60	1年	はさまれ・巻き込まれ	高所作業車	高所作業車を用いて街路樹の剪定作業を行うため、坂道に停車していた高所作業車を移動させようと、輪留めを外し、アウトリガーを上げたところ、高所作業車が後退し、止めようとした被災者が、後方に停車していたパッカー車と後退した高所作業車の間に身体を挟まれたものの。
3	令和3年 3月	産業廃棄物処理業	点検作業者	男	52	24年	はさまれ・巻き込まれ	クレーン	天井クレーンのクレーンガーター上で点検及び調整中に、クレーンガーター上にいた点検作業員からの合図に従い、操作室のクレーン運転士が横行装置を動かしたところ、点検作業員が給電ケーブルの支柱と横行装置に挟まれ被災したものの。
4	令和3年 3月	農業	作業者	男	57	2年	はさまれ・巻き込まれ	その他の一般動力機械	サトウキビ畑において、ハーベスタを使用し、サトウキビの収穫作業を行っていた際に、収穫する位置を変えるためハーベスタを後退させたところ、収穫の補助作業を行っていた作業員がハーベスタに轢かれて死亡したものの。
5	令和3年 3月	その他の卸売業	配達員	男	47	4年	交通事故（道路）	乗用車	乗用車を使用して新聞を販売店に配達中、飲酒運転の乗用車に衝突されて、死亡したものの。
6	令和3年 4月	林業	伐木補助作業者	男	65	4年	激突され	立木等	山林の伐木作業において、被災者（くさび打ち作業）と同僚労働者（チェーンソーで伐木作業）の2人一組で立木を伐倒したところ、同僚労働者の伐倒した立木の伐倒方向が変化し、隣接している木に引っかかり、反動で伐倒した木が跳ね返り、退避していた被災者に根元部分が激突したものの。
7	令和3年 4月	産業廃棄物処理業	運転者	男	40	2年	はさまれ、巻き込まれ	その他の動力運搬機	廃棄物処理施設にある洗車場において、エンジンがかかったまま無人の状態でごみ収集車が停車しているところを、他事業の運転手が発見し、ごみ収集車のテールゲートを確認したところ、テールゲート内部の回転板の陰に横たわる被災者を発見した。その後、テールゲート内部から被災者を救出したが、頭蓋骨折しており、間もなく死亡が確認されたものの。
8	令和3年 5月	道路貨物運送業	運転者	男	26	2年	交通事故（道路）	トラック	トラックで上り車線を走行中、センターラインをはみ出して反対車線を走行するトラックと正面衝突したものの。負傷後、病院に搬送されたが死亡が確認された。
9	令和3年 5月	卸売業	管理者	男	55	5年	はさまれ、巻き込まれ	その他の一般動力機械	古紙を圧縮する機械から異常を示すブザーが鳴ったため被災者が確認に行き、しばらくして悲鳴が聞こえたため、近くで作業していた作業員が確認したところ、当該機械に挟まれた状態の被災者を発見したものの。
10	令和3年 5月	畜産業	作業者	男	60	15年	はさまれ、巻き込まれ	動力伝導機構	鶏舎内で鶏舎設備の補修作業を行っていた被災者が、鶏卵運搬機の回転軸に巻き込まれ、頸部圧迫により窒息死したものの。
11	令和3年 5月	土木工事業	作業者	男	75	40年	激突され	荷姿の物	ポリエチレン管を斜面に沿って谷底に下ろす作業において、斜面に仮置きしていたところ、急にポリエチレン管が谷底に向かって滑り落ちて、斜面の最下部で作業していた被災者に激突し被災したものの。

災害に学ぶ

転倒災害について

鹿児島労働局健康安全課

【はじめに】

厚生労働省と労働災害防止団体は、平成27年1月から「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を開始し、平成28年1月からは、それを発展・継続させ、「STOP！転倒災害プロジェクト」として、休業4日以上死傷災害の2割以上を占める転倒災害の防止に重点的に取り組んできております。

しかしながら、転倒災害は依然として休業4日以上死傷災害の中で最も件数が多く、全国で約28万件発生しており近年増加傾向にあります。また、転倒災害発生における高齢者の割合が高いのも特徴の一つです。高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満と比較してリスクが約3倍に増加します。さらに、転倒による怪我の約6割が休業1か月以上となっており、転倒災害により被災すると休業が長引く傾向にあります。

2022年までに休業4日以上死傷災害を2017年比で5%以上減少させることを目標とした第13次労働災害防止計画の達成のためには、転倒災害減少への更なる取組が必要となっております。

こうした状況を踏まえ、転倒災害の防止に関する意識啓発を図り、職場における転倒リスクの総点検と、必要な対策の実施により、職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境を実現することを目的とする「STOP！転倒災害プロジェクト」を展開しております。

それでは、転倒災害の事例を紹介しながら、その原因や対策を検討してみたいと思います。

【災害事例】

- ① 旅館業の労働者（50代女性）がトイレを清掃中、大理石の床が濡れていたため足を滑らせて転倒した。とっさに手をついたため、手首を骨折、さらに頭を強打した（休業3か月）。
- ② 廃棄物処理業の労働者（50代男性）が、作業場を移動する際、風でめくりあがったブルーシートに躓いて転倒し、コンクリート床部に左足の膝を強打した（休業1か月）。
- ③ 運送業の労働者（60代女性）が顧客先の2階で荷物を収集後、手荷物を持った状態で帰りの挨拶をして振り返った際、階段を1段踏み外した（休業1か月）。

【災害の分析】

災害事例で紹介したように、転倒災害は大きく次の3種類に分けられます。

- ①滑り、②躓き、③踏み外しです。



【災害発生原因】

- ①の災害事例の主な原因は
・床が滑りやすい素材であったこと。

- ・床に水が飛散していたこと。
などがあげられます。
- ②の災害事例の主な原因は。
・床にビニールシートが放置されていたこと。
などがあげられます。
- ③踏み外しの主な原因は
・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業していたこと。
などがあげられます。

【災害の対策】

転倒災害を防止することで、労働者が安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

具体的対策として

- ①4S（整理・整頓・清掃・清潔）の徹底。
 - ・歩行場所に物を放置しないこと。
 - ・床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除くこと。
 - ・床面の凹凸、段差などの解消すること。
 - ②転倒しにくい作業方法の構築
 - ・時間に余裕を持って行動すること。
 - ・滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行すること。
 - ・足元が見えにくい状態で作業しないこと。
 - ③その他の対策として
 - ・移動や作業に適した靴の着用すること。
 - ・職場の危険マップの作成により危険情報を共有すること。
 - ・転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起をすること。
- などがあります。

【終わりに】

転倒災害はすべての業種に共通する課題ですが、その防止に当たっては設備的な改善とともに、労働者自身が安全意識を高め、労働災害防止活動に積極的に参加することが不可欠です。このため、事業者は、ゼロ災を達成するため「転倒災害を防止することの重要性」を十分意識したうえで、労使が一体となって、職場の安全意識が醸成・浸透されるよう意識啓発を図り、その防止対策に取り組んでいく必要があります。

鹿児島労働局では、本年4月20日より同年12月31日までを「チェスト！緊急ゼロ災運動」期間と定め、労働災害の減少に向けてより一層の対策の強化を図ることとしておりますが、その取り組みの一つとして「STOP！転倒災害プロジェクト」も推進していきます。

高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく高齢労働者の労働災害防止対策と併せて、転倒災害防止対策への取り組みの強化をお願いいたします。

なお、厚生労働省の職場のあんぜんサイトでは、転倒災害の防止に関連する様々な情報を掲載しております。是非、皆さまの職場での転倒災害防止対策の推進に、お役立ていただければ幸いです。

〈厚生労働省職場のあんぜんサイトホームページ〉

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

高校生の応募前職場見学と公正な採用活動について（お願い）

鹿児島労働局訓練室

生徒が応募前職場見学を行うことは、職業や職場への理解を深め、自分の目で応募先を選ぶ良い機会であり、事前の理解不足による早期離職の防止にも資することから、積極的な受入れをお願いしています。実施時期は、学事日程に影響がないよう夏休み期間等を活用いただくとともに、できる限り多くの高校生が参加できるようご配慮をお願いします。実施を希望される場合には、「応募前職場見学実施予定表（様式16）」を作成し、高卒求人申込書とともにハローワークにご提出ください。応募前職場見学では、採用選考の判断材料の一つとすることや採用選考と解される行為をしてはならないことにご留意ください。

また、新型コロナウイルスにより応募前職場見学の受入れが困難な場合は、代替手段として企業動画によるPRを検討してみてもいかがでしょうか。鹿児島労働局では、提供いただいた動画を動画配信アプリにて高校生向け企業案内動画として、高校や生徒に限定して配信していますので是非ご検討ください。お問い合わせはハローワークまでお願いします。

9月16日からは高校生の採用選考がスタートしますが、選考の際に、本人の適性・能力とは関係のない質問をすることは、就職差別につながるおそれがあります（本籍、家族構成、家族の仕事や尊敬する人物に関する事など）。緊張を和らげようとして、本人の話しやすそうな家族のことについて質問した結果、問題事案になった例もありますので、特にご留意ください。

企業の採用担当者の皆様におかれましては、応募者に広く門戸を開き、適性と能力に基づいた公正な採用選考により、地元鹿児島での就職を希望する生徒を一人でも多く採用いただきますようお願いいたします。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和3年5月分】

県内有効求人倍率	1.29倍（前月比0.08P増）
全国平均有効求人倍率	1.09倍（前月と同じ水準）
県内正社員有効求人倍率	0.97倍（前年同月比0.13P増）
全国正社員有効求人倍率	0.82倍（前年同月比0.02P減）

※ 本県の雇用失業情勢は、雇用調整助成金等の特例措置により雇用の維持が図られていることに加え、元から人手不足感が強い業種を中心に、新規求人提出の動きも見られましたが、県内でもクラスターの相次ぐ発生により感染者数が増加するなど、新型コロナウイルス感染拡大は一進一退を繰り返しており、今後の見通しは依然として不透明な状況です。感染拡大の状況は、就職活動・採用活動に影響を与え、雇用情勢も弱さを増すおそれがあることから、引き続き、今後の求人・求職の動向等を注視してまいります。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【トライアル雇用助成金】

- 新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース
 - 新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース
- 新型コロナウイルス感染症の影響で離職し、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を、無期雇用へ移行することにより、離職者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とした制度です。

〈対象労働者の要件〉

次の全要件を満たした上で、ハローワーク等の職業紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

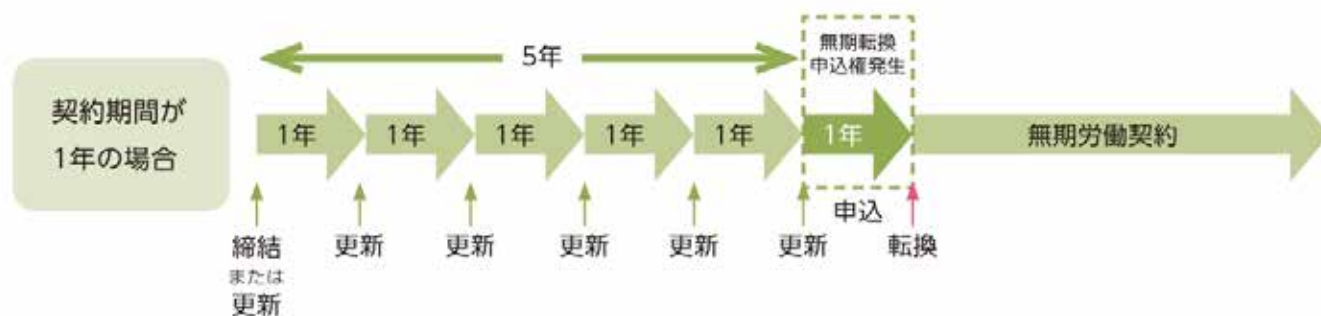
- ①令和2年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により離職
- ②紹介日時点で、離職している期間が3か月を超えている
- ③紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している
ご相談や詳細確認は、県内ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。



無期転換ルール of 継続雇用 of 高齢者に関する特例について

1. 無期転換ルールとは

- 無期転換ルールとは、平成24年8月に成立した「改正労働契約法」（平成25年4月1日施行）により、対応が必要になった雇用に関する新たなルールのことです。
- 有期労働契約が5年を超えて更新された場合は、有期契約労働者（派遣社員やアルバイトなどの名称を問わず、雇用期間が定められた社員。以下「有期社員」といいます。）の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されます。



2. 継続雇用 of 高齢者の特例とは

- 通常は、同一の使用主との有期労働契約が通算5年を超えて更新された場合に無期転換申込件が発生しますが、
- ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、
 - ・定年に達した後、引き続いて雇用される
- 有期契約労働者（継続雇用 of 高齢者）については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込件が発生しません。

3. 有期雇用特別措置法の適用の流れ

- ①無期転換ルールの特例の適用を希望する事業主は、特例の対象労働者に関して、能力が有効に発揮されるような雇用管理に関する措置の計画を作成します。
- ②事業主は、作成した計画を、本社・本店を管轄する都道府県労働局に提出します。
(注) 本社・本店を管轄する労働基準監督署経由で提出することもできます。
- ③都道府県労働局は、事業主から申請された計画が適切であれば、認定を行います。
- ④認定を受けた事業主に雇用される特例の対象労働者について、無期転換ルールに関する特例が適用されます。
(注) 有期労働契約の締結・更新の際に、無期転換ルールに関する特例が適用されていることを対象労働者に明示する必要があります。

申請方法の詳細や、資料請求等についてはお気軽にお問い合わせください。

お問合せ先



鹿児島労働局雇用環境・均等室 099-223-8239

令和3年度「業務改善助成金」のご案内

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等

設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索



概要

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる 労働者数	助成 上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を 満たす事業場 ・事業場内最低賃金と 地域別最低賃金の差額が 30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金 900円未満】(※2) 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10 (※1)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		【事業場内最低賃金 900円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5 (※1)
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。
助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 対象は、地域別最低賃金900円未満の地域のうち事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。（令和3年4月現在）
北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の39地域。

お問合せ先



厚生労働省・鹿児島労働局雇用環境・均等室

TEL:099-223-8239

令和3年度版

両立支援等助成金のご案内

新型コロナウイルス感染症に関する
母性健康管理措置による休暇取得支援コース

助成金の対象

※支給要件等の詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。

■ **令和2年5月7日から令和4年1月31日までの期間**で、①～③全ての条件を満たした事業主が対象です。

- ① **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置**として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者**が取得できる**有給の休暇制度**(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る)を整備すること。
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**した事業主であること。
- ③ 当該**休暇を合計して20日以上取得**させた事業主であること。



助成内容

対象労働者 1人当たり **28.5万円** ※1事業所あたり5人まで

申請期間

対象労働者の有給休暇の延べ日数が**合計20日に達した日の翌日から令和4年2月28日**まで
※事業所単位ごとの申請です。支給要領(支給要件の詳細、具体的な手続き方法)、支給申請書のダウンロードはこちらから ➡
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html介護離職防止支援コース
「新型コロナウイルス感染症対応特例」

助成金の対象

※支給要件等の詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。

■ ①～③全ての条件を満たした中小企業事業主が対象です。

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として**所定労働日の20日以上**取得できる**介護のための有給の休暇制度**(介護休業、年次有給休暇等を除き、賃金相当額の**全額**が支払われるものに限る)を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を**社内に周知**すること。
- ② 介護が必要な家族が通常利用する施設が新型コロナウイルス感染症による休業等で利用できなくなった場合等、新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、所定労働日において①の休暇を**合計5日以上取得**すること。
- ③ 労働者が休暇取得日から申請日まで**雇用保険被保険者**として継続雇用されていること。

助成内容

対象労働者 1人当たり休暇取得日数に対応した次のいずれかの額

- 20万円(休暇取得日数5日以上10日未満) ○35万円(休暇取得日数10日以上)

※一の年度において一の中小企業事業主あたり合わせて5人まで

申請期間

申請可能な有給休暇取得日数(5日または10日)を満たした日の翌日から起算して2か月以内
※中小企業事業主(企業)単位の申請です。支給要領(支給要件の詳細、具体的な手続き方法)、支給申請書のダウンロードはこちらから ➡
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

両立支援等助成金に関するご相談・申請、お問合わせ先

鹿児島労働局雇用環境・均等室

電話 099-222-8446

テレワーク・デイズ 2021
実施期間 07.19 → 09.05

働き方の新しいスタイル

TELEWORK DAYS

在宅勤務、モバイル勤務、サテライトオフィス勤務など、テレワークは仕事や暮らしを、よりよくする手段です。テレワーク・デイズは、国民一人ひとりのライフステージに応じた生活スタイルの実現を目指しています。



テレワーク・デイズ 検索Q
テレワーク・デイズ 2021
実施期間：2021年7月19日(月)～9月5日(日)
teleworkdays.go.jp

テレワークの6つの効果は、テレワーク・デイズ 2020にご登録いただいた企業・団体様の実施報告書の結果から作成しています。

主催：総務省／厚生労働省／経済産業省／国土交通省／内閣官房／内閣府
共催：東京都／一般社団法人日本経済団体連合会／日本商工会議所／東京商工会議所／一般社団法人日本テレワーク協会

テレワーク・デイズ 2021 の ご登録をお願いいたします。

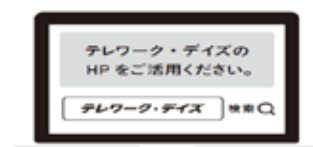
テレワーク・デイズは全国的なテレワークの定着を目的として、2017年より、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省などの関係府省や東京都、関係機関が連携して夏季にテレワークの集中的な実施を呼び掛けるキャンペーンです。

テレワーク・デイズにご登録いただくことで、テレワークに積極的に取り組む姿勢を広くアピールすることができます。

テレワーク・デイズ 2021 をきっかけに、働き方について考えてみませんか？



キャンペーン WEB サイト



teleworkdays.go.jp

ご登録は以下の3類型からお選びいただけます。



○他のテレワーク参考情報等

- ・「輝くテレワーク賞」「テレワークセミナー」応募
- ・テレワーク相談センター
- ・テレワーク総合ポータルサイト
- ・テレワークガイドライン
- ・テレワークセキュリティガイドライン
- ・人材確保等支援助成金（テレワークコース）

<https://kagayakutelework.jp/>
電話 0120-861009
<https://teleworkmhlw.go.jp/>
厚生労働省ホームページ
総務省ホームページ
厚生労働省ホームページ



鹿児島労働局
099-223-8239

雇用環境・均等室

✪ 保健師からお届け
クローバーたより ✪

発酵食品は良かど！ ～酢の話～

健康 ✪ 第一 クロ葉さん ♪



クロ葉さんの健康への道は
まだまだつづく...

出番ですよー!!

おいしい健康法
30代 男性

年に1度の健康診断！尿酸値が初めて7を超えC判定の結果がきました。尿酸値といえば漠然とプリン体や痛風のイメージです。お酒はそんなに飲まないのですが、20代の頃と同じ様な生活をしてはいけないうのかなと少し危機感を感じたところです。これから水分や野菜を摂ることなどを心がけ来年は尿酸値7未満を目指したいと思ひます。

次はわいの番だぞ
パタンタッチ!!



発酵食品は良かど! 第2弾!! 今回は酢の話です!!

暑い季節は疲労感や倦怠感、食欲低下などを引き起こします! 食欲が落ちて、栄養が偏ると、かえって疲労感が増すなどの悪循環を招きます!! 「疲労回復」「食欲増進」効果があるのがお酢! お酢の力を借りて暑い夏を乗り越えましょう!!



～まだまだある! 酢の力～

- ・高血圧、高血糖、脂質異常症等を引き起こす**内臓脂肪**を減らす
- ・**唾液量アップ**で免疫力アップ↑
- ・**カルシウム**を吸収しやすくし、骨を強くする
- ・**ビタミンC**の吸収を助ける

1日大さじ1以上のお酢で健康効果が得られます! ただし、お酢をそのまま飲むとのどや胃を傷めるのでNGです! 空腹時也要注意!!

ビタミンCには抗酸化作用、免疫力アップ、美肌効果、
ストレス軽減ホルモンを合成する働きがあります!

お酢がビタミンCを守ってくれます

お酢との相乗効果抜群! レモン酢をご紹介します!

〈材料〉レモン1個(おすすめはワックスや防カビ剤を使用していないもの)
はちみつ100g、酢200ml、塩(汚れ落とし用)

〈作り方〉

1. レモンの皮をしっかりと洗う: 水洗いし、塩をまぶしつけ、手でこするようにして表面の汚れを落とす。熱湯に3分間つけてから、もう一度水洗いし水気を拭き取る。
2. レモンを5mmくらいの輪切りにする。
3. 煮沸消毒した保存容器にレモン、はちみつ、酢を入れ、よく混ぜ合わせる。炭酸水やお湯で薄めて飲むのが簡単! 料理やドレッシングのアクセントにもぴったり
4. 冷蔵庫に入れ一晩おいたら完成♪

※冷蔵庫で2週間保存可能。レモンを抜いて別々に保存すると1か月もちます!

抜いたレモンは冷凍保存。刻んで料理にも使えます♪

レモンに含まれる**クエン酸**にも疲労回復、脂肪燃焼、
血圧降下の作用あり!
皮と果肉の間の白い部分には抗酸化力の高い
ポリフェノール(エリオシトニン)が豊富!

クロ葉
心の狂句
酢の力
体に良かこと
ずんばいだ
ぬっか夏でも
毎日元気
クロ葉健一

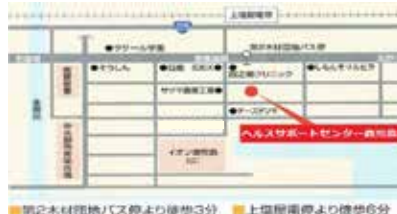


健康の保持・増進のお手伝いをします!!



公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
ヘルスサポートセンター鹿児島
〒891-0115 鹿児島市東開町4-96

健康相談・お問い合わせはこちら 電話 099-266-2631



鹿児島産業保健総合支援センター

さんぽセンター からのご案内

上司のための
メンタルヘルスWebセミナー
～部下への対応編～

当セミナーでは、管理監督者等を対象に、部下への接し方や相談対応、職場復帰への支援について事例をもとに検討、解説いたします。ぜひ、ご参加ください！

日時

令和3年8月17日(火) 14時～16時

参加
無料

対象者

管理監督者、人事労務担当者、部下を持つ管理職の方など

講師

鹿児島産業保健総合支援センター メンタルヘルス対策促進員
勝田 正志(社会保険労務士、産業カウンセラー)

申込

HPメールフォームもしくは左記QRコードよりお申し込みください。

お申し込みをされた方には、後日メールにて参加URLをお送りいたします。

お申し込みはこちら

**申込期限：令和3年8月11日(水)まで**

定 員：20名

※グループワークを行う関係上、一人一台端末をご用意ください。



職場におけるメンタルヘルス対策支援のご案内

さんぽセンターでは、メンタルヘルス不調の予防から、休業者の職場復帰に至るまで、職場のメンタルヘルス対策の体制づくりなどについて、総合的な支援を無料で行っています。お気軽にご相談ください！

支援例(一部)

◆「心の健康づくり計画」の策定

さんぽセンターのメンタルヘルス対策促進員の助言・指導を受けて「心の健康づくり計画」を作成・実施した場合、助成金(1企業または1個人事業主当たり100,000円を1回限り)が受けられます。

◆メンタルヘルスに関する研修の実施

労働者のメンタル不調を早期に発見して改善するための「管理監督者向けメンタルヘルス教育(ラインケア研修)」や、就労して間もない若年層の「若年労働者向けメンタルヘルス教育(セルフケア研修)」を無料で実施しています。

◆ストレスチェック制度にかかる支援

さんぽセンターのメンタルヘルス対策促進員が、ストレスチェック制度の導入に関して、事業場の状況にあった具体的な支援を行います。

詳しくはHPをご覧ください▶▶▶

鹿児島産保

検索

【問い合わせ先】



独立行政法人 労働者健康安全機構

鹿児島産業保健総合支援センター（☎099-252-8002）

令和3年9月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講 習 名		講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技 能 講 習	[普通自動車運転免許証写し必要] 高 所 作 業 車 運 転	9/13～9/14	8/16～8/20	【全科目者】 会員 31,270円 一般 32,270円 【科目免除者】 会員 30,170円 一般 31,170円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習 修了者
	車 両 系 建 設 機 械 運 転 (解体用)	9/17	8/16～8/20	会員 18,030円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械運転(整地等)技能 講習修了者
	不 整 地 運 搬 車 運 転	9/21～9/22	8/23～8/27	会員 35,100円 一般 36,100円	【受講資格】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・車両系建設機械運転(整地等又は 解体用)技能講習修了者
	ガ ス 溶 接	9/27～9/28	8/30～9/3	会員 9,180円 一般 9,680円	
	建 築 物 等 の 鉄 骨 の 組 立 等 作 業 主 任 者	9/27～9/28	8/30～9/3	会員 13,500円 一般 14,500円	・建築物等の鉄骨の組立て等作業に 3年以上従事した経験を有する者 等
	酸 素 欠 乏・硫 化 水 素 危 険 作 業 主 任 者	9/29～10/1	8/30～9/3	会員 18,910円 一般 19,910円	
特 別 教 育	ア ー ク 溶 接 等	9/14～9/16	8/16～8/20	会員 18,700円 一般 22,000円	
	フ ル ハ ー ネ ス 型 墜 落 制 止 用 器 具	9/24	8/23～8/27	会員 10,700円 一般 11,800円	
	低 圧 電 気 取 扱	9/29～9/30	8/30～9/3	会員 16,170円 一般 19,470円	
そ の 他	安 全 管 理 者 選 任 時 研 修	9/21～9/22	8/23～8/27	会員 17,050円 一般 21,450円	

薩摩川内地区での講習会のお知らせ

川内支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0996-25-1377 FAX0996-41-3936

講 習 名		講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
玉 掛 け 技 能 講 習		9/27～9/29	8/23～8/27	【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円 【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式ク レーン運転士、揚貨装置運転士免 許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習 修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習 修了者
ガ ス 溶 接		10/18～10/19	9/13～9/17	会員 9,180円 一般 9,680円	

- 〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。
3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止または延期する場合があります。予めご了承ください。